

葛城市子育て支援情報に関する冊子の官民協働発行業務

仕様書

令和8年8月

葛城市 こども未来創造部 子育て支援課

1. 概要

子育て支援情報を広く市民に周知するため市が提供する行政情報のほか企業の広告（以下「広告」という。）を加えた市民向け子育て支援情報誌（以下「冊子」という。）を葛城市が監修を担当し、民間事業者（以下「事業者」という。）が発行を担当する協定を締結し実施する。

2. 協定書の締結

本市と事業者は、冊子の発行に関し、協定書を締結するものとする。

3. 業務期間

協定締結日から令和 11 年 9 月 30 日まで

4. 掲載内容等

（1）掲載内容

冊子には、本市が提供する情報（以下「行政情報」という。）、事業者の提案による市民に有益な子育て支援情報及び広告を掲載するものとする。

行政情報とは、子育て支援に関する本市が行う子育て支援サービス等に関する情報をいう。既に本市のホームページで公開されている情報など、事業者が自ら取得できる情報は原則提供しないものとする。それ以外の情報については、電子データで提供する。

なお、行政情報及び広告と明確に区別できるように工夫すること。

（2）規格等

ア 組 版 A 5 版、4 色フルカラーを基本とする。

イ 頁 数 表紙：4 ページ程度
本文：48 ページ程度

ウ 紙 質 表紙：コート紙（86.5）A 判、157 g/m² 相当
本文：上質紙〈35〉A 判、64 g/m² 相当

エ 製 本 無線綴じ

オ 校 正 基本 3 回とする。

カ 納 品 3,800 部を葛城市役所當麻庁舎（子育て支援課）へ納品する。
200 部は事業者が直接広告掲載事業者等へ納品するものとする。

キ 発 行 毎年度 5 月に納品するものとする。

ク その他 フォント、カラーなどユニバーサルデザインに配慮すること。

（3）校正

校正は毎年 3 回を基本とする。ただし、特別な事情により 3 回を超える校正を要する場合は、本市と事業者が協議して回数及び方法等について決定するものとする。

本市の役割は監修であるので、事業者はホームページ等で既に公開されている情報を利用するなどして、事業者自身で校正を行うなど発行者として責任を持つとともに本市の作業負担を軽減するよう努めること。

(4) 広告欄

広告については、その問合せ先を明記し、適切な問合せ先に連絡することができるように工夫すること。また広告の色調等について行政情報と明確に区別できるように工夫すること。

(5) 掲載広告

葛城市広告掲載要綱（平成 21 年葛城市告示第 47 号）及び葛城市広告掲載基準（平成 21 年葛城市告示第 48 号）を遵守し、事前に広告内容について市の審査を受けるものとする。また、その他の関係法令や機関の定める規定などを遵守すること。

ア 掲載の禁止

以下に示す広告の掲載は禁止する。

- (ア) 広告主が暴力団及び暴力団関係者のもの。
- (イ) 市外へ転出を促すような他市の不動産販売等のもの。
- (ウ) 市の施設と競合するおそれのある市以外の公共施設のもの。
- (エ) 許認可や資格が必要な業務を行うもので、許認可等が確認できない場合。

イ 事前協議

以下に示す広告主を募集する時は本市と事前に協議すること。

- (ア) 過去に掲載実績のない業種・業態等のもの。
- (イ) 社会問題化している業種等のもの。

5. 製作方法及び役割分担

- (1) 本市は冊子に対し、監修するものとし、事業者は冊子を発行するものとする。
- (2) 本市は、事業者に対し冊子制作に必要な行政情報を提供するものとする。ただし、既に公開されている情報については、事業者が自ら取得できることから、本市は情報提供を行わないものとする。
- (3) 事業者は、子育て支援情報及び広告の掲載に関する一切の手続き並びに冊子制作に必要な子育て支援情報の収集、企画、編集、印刷及び製本を行うものとする。
- (4) 事業者は、冊子の指定場所への納品を行うものとする。
- (5) 事業者は、冊子に子育て支援情報及び広告を掲載することができるものとする。
- (6) 行政情報に関する著作権は、本市に帰属するものとする。
- (7) 事業者は、社会福祉協議会等の関係機関と必要に応じて協力するものとする。
また、必要に応じ冊子に協力機関名を記載するものとする。

7. 制作等にかかる費用

事業者は、冊子制作に必要な子育て支援情報の収集、企画、編集、印刷及び製本にかかる費用については、広告掲載にかかる収入を充てるものとし、本市は一切費用負担しないものとする。

また、事業者が冊子を送付する費用についても同様とする。

8. 作業の完了

協議の上、決定した納品場所への冊子の納品をもって単年度の作業完了とする。

また併せて、納品データ（pdf 等の電子データ）を本市に提供するものとする。

9. 責任分担及び問い合わせ等の対応

本市及び協定事業者は、冊子の発行に関し、第三者からの苦情及び何らかの問題（以下「苦情等」という。）が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとし、責任分担については以下に掲げるとおりとする。

（１）本市は、事業者に提供した情報に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。

（２）事業者は、広告主に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。

10. その他

本仕様書及び協定書に定めがない事項については、本市と協定事業者が協議の上、決定するものとする。